

支払督促申立時に必要な書類等

山口簡易裁判所

1 支払督促申立書（押印、訂正印のあるもの）・・・・・・・・・・ 1式

- ・ 申立書、当事者目録、請求の趣旨及び原因が一体となったものです。
- ・ 申立書は、日本工業規格A4判の用紙を用います（左端に3センチメートル程度の余白をとってください。）。
- ・ 申立書の各ページに、捨印を押しておく、簡単な訂正であれば、後の電話でのやりとりだけで訂正ができますので、便利です。

2 当事者目録のコピー及び請求の趣旨及び原因のコピー

（訂正印など押印がないもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各2部

- ・ 債務者1名の場合。債務者が1人増えるごとに1部ずつ増やしてください。

3 収入印紙 請求する元本額に対応した手数料額

- ・ 申立ての請求元本額（訴額等）に対応した金額のものを納めてください。収入印紙額については「手数料額早見表」で確認してください。

4 切手 1,204円分

- ・ 債務者1名の場合。債務者が1人増えるごとに1,204円ずつ増やしてください。
ただし、請求の趣旨及び原因記載の書類枚数が多くなると、郵便料金が変わる場合があるので、裁判所にご確認ください。

5 切手 84円

- ・ 支払督促を発送した通知用として使用します。

6 はがき 1枚（又は切手84円）

- ・ はがきの表側に、債権者の住所、氏名を記載してください。このはがき（又は封書）を使用して、債務者に対する支払督促正本の送達状況をご連絡します。

7、8は該当する場合のみ必要です。

7 代表者事項証明書又は全部事項証明書（会社の商業登記簿謄本）（債権者又は債務者が会社の場合）

- ・ 当事者が法人の場合は必要ですので、最寄りの法務局で取得してご提出ください。

8 手形（小切手）の写し

- ・ 手形（小切手）訴訟による審理及び裁判を求める申述をして、支払督促の申立てをする場合に必要になります。

なお、支払督促は、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てしていただきますので、その他ご不明な点につきましては、申立予定先の簡易裁判所にお問い合わせください。

【山口簡易裁判所の問い合わせ先】

〒753-0048 山口市駅通り一丁目6番1号

山口簡易裁判所 民事係

TEL 083-922-9142（民事係直通）

FAX 083-932-0144